

役場各課担当事務内容と職員をお知らせします

村長	後藤 幸三
教育長	高橋 直幸

住民課	税務課
住民係・保健係・福祉係	税務係
戸籍・住民基本台帳・旅券申請事務・生活保護・援護事務・民生児童委員・国民年金・児童手当・災害救助・人権相談・国民健康保険・健康事業・後期高齢者医療・福祉医療・衛生・社会福祉・老人福祉・介護保険・障害者福祉・児童福祉・保健福祉センター・保育所・児童館・包括支援センター	住民税・固定資産税・国税・特別土地保有税・県自動車税・諸税・諸証明
課長 割田 眞 補佐 高橋 千づる 補佐 本間 尚也 補佐 武田 昌明 補佐 山岸 栄 主事 山田 清隆 主事 林 大生 主事 中山 亜美 主事 武淵 ゆい 主事補 星野 千香子 補佐 小野 恵美 補佐 藤井 なおみ 係長 木村 朋子 係長 山野井久美子 係長 藤井 尚子 係長 山野井久美子 係長 山野井久美子 係長 山野井久美子 係長 山野井久美子 係長 山野井久美子 係長 山野井久美子 係長 山野井久美子	課長 林 隆文 係長 香川 正和 主事 石坂 唯 主事 後藤 裕之

地域振興課	総務課	課名
地域振興係	財政係・庶務係	
企画調整・広域行政広報・商工振興・地域づくり・統計調査・土地対策・運輸対策・観光政策・道の駅整備事業・高山村除染実業・高山市除染実業・グリーンツーリズム・景観環境条例・光環境条例・消費者対策・太陽光発電システム補助金	人事・予算統制・儀式褒賞・公印管理・条例規則・酒防・防犯交通・消防行政無縁・共済組合・町議会・自衛官募集・物品管理・財務財政・地方債・交付金・譲与税・交付金・公有財産管理・庁舎管理・庁有車管理・情報公開・個人情報保護・避難者受入	課長 平形 郁雄 補佐 後藤 好 補佐 大淵 俊幸 係長 鈴木 仲恵 係長 平形 好崇 主事 河原田英華 嘱託 飯塚 伸子 嘱託 齋藤 光恵 嘱託 山井 沙晶
課長 野上 創造 補佐 金井 等 補佐 都筑喜久雄 係長 都筑みゆき 係長 座木 光代 主事補 武淵ちひろ 嘱託 山井 沙晶		

教育委員会	出納室	地籍調査室
社会教育係・学校教育係	出納係	地籍調査係
学校教育・学校施設・教職員関係・学校保健・育英事業・中学生海外派遣・公印管理・社会教育・生涯学習・文化財・文化振興・文化協会・社会体育協会・青少年教育・人権教育・郷土・学級開設・団体指導・公民館・図書室	出納事務全般 村税等取納	国土調査全般 用地管理
課長 佐藤 章彦 主事 阿部 俊江 主事 山野井 崇 係長 山岸 孝宏 係長 星野 哲也 係長 平形 英俊 主事 飯塚 涼 主事 飯塚 涼 英語指導 助手 エラペリーヒル	出納室長兼 会計管理 補佐 山口 珠枝 主事 星野 香澄 嘱託 中嶋 輝久	室長 飯塚 欣也 係長 武田 和也 嘱託 大島 均 嘱託 櫻井 均

農政課	住民課	課名
林務係・農政係・上下水道係・建設係		
農業振興・農業基礎整備・農業共済・農業金融・畜産振興及び牧場管理・農業団体・水田農業・水産業・農業用水・有害鳥獣・林業振興・分取造林・村有林造		
主任 山田 雅之 係長 塚越 政義 係長 平形 和彦 係長 小池 正浩 補佐 松井 信之 補佐 鈴木 啓三 課長 飯塚 優一郎	課長 飯塚 優一郎 補佐 鈴木 啓三 補佐 松井 信之 係長 小池 正浩 係長 平形 和彦 係長 塚越 政義 主任 山田 雅之 主事 廣田 和則 主事補 松井 智良	課長 飯塚 優一郎 係長 武田 和也 嘱託 大島 均 嘱託 櫻井 均 嘱託 山井 沙晶 嘱託 齋藤 光恵 嘱託 飯塚 伸子 嘱託 河原田英華 係長 平形 好崇 係長 鈴木 仲恵 補佐 大淵 俊幸 補佐 後藤 好 課長 平形 郁雄

農業委員会事務局	公平委員会	固定資産評価審査委員会事務局	監査委員事務局	選挙管理委員会事務局
農業委員会 農業青年会	公平委員会事務	固定資産評価審査委員会事務	監査委員事務	選挙管理委員会事務
局長 飯塚 優一郎 書記 鈴木 啓三 (農政課補佐兼任)	書記 平形 郁雄 (総務課課長兼任)	書記 割田 信一 (議事事務局局長兼任)	書記 割田 信一 (議事事務局局長兼任)	書記長 平形 郁雄 書記 後藤 好 書記 大淵 俊幸 書記 平形 好崇 (総務課課長兼任)

議会事務局	教育委員会	課名
議会事務局	幼稚園 学校 給食センター	
局長 割田 信一 書記 平形 好崇 (総務課課長兼任)	園内総務 幼稚園教務 ばら組 (年少) ちゅうりっぷ組 (年少) 安全担当 高山中学校用務 高山小学校用務 給食の栄養管理 学校給食 給食の栄養管理	局長 加藤 利明 副局長 大淵 初美 係長 大淵 光規 係長 田村留美子 係長 倉田 詩織 係長 須藤 千晴 係長 青柳 佳恵 局長 割田 信一 書記 平形 好崇 (総務課課長兼任)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、所得の低い方々や子育て世帯への負担の影響に鑑み、下表の方を対象に給付金の給付を予定しています。

6月に村民税が決定した後、8月頃から申請を受け付ける予定となっております。
手続き方法等の詳細が決まり次第、給付対象者に郵送で申請書をお送りさせていただきます。

【給付金別表】

給付金の名称	対象者	給付額	問い合わせ先
臨時福祉給付金	平成26年度村民税（均等割）が課税されない方。 ※ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。	給付対象者1人につき1万円（1回のみ） ※給付対象者が高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者などの場合は、5千円を加算	住民課福祉係 ☎0279-26-7952
子育て世帯臨時特例給付金	平成26年1月分児童手当（特例給付を含む）の受給者で、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。 ※臨時福祉給付金の給付対象者と生活保護制度の被保護者は対象外。 ※平成26年1月2日以降に生まれた児童は対象外。 ※公務員の方で、すでに勤務庁から申請書・受給証明書を交付された方は、申請時期まで保管しておいて下さい。	平成26年1月分児童手当の対象児童1人につき1万円（1回のみ）	住民課福祉係 ☎0279-26-7952

※給付金を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。

現時点で、村から給付に関する連絡をすることはありません。給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

給付金に関する一般的なお問い合わせ

厚生労働省 給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192（みないいきゅうふ）

（受付時間：平日午前9時から午後6時まで）

給付金に関して、ご自宅や職場などに、村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきた時は、迷わず最寄りの警察署にご相談ください。

「人権擁護委員の日」 全国一斉特設人権相談について

前橋地方事務局及び群馬県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、左記のとおり「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。子どもに関すること、家庭内や近所のもめごと等、人権問題や困りごとで悩んでいる方はお気軽に特設人権相談所へお越しください。料金は無料で、秘密は固く守ります。

開設日時 平成26年6月2日（月）
午前10時～午後3時

場所 高山村いぶき会館

なお、特設人権相談所へお越しになれない方につきましても、通常どおり前橋地方事務局及び各支局で電話相談等を受け付けておりますので、お気軽にご利用ください。

電話による相談は、全国共通人権相談ダイヤル ☎570-0003-110をご利用ください。
お問い合わせ先 前橋地方事務局人権擁護課
☎027-221-4466（代表）
前橋地方事務局中之条支局
☎0279-175-3037

山火事防止運動について

陽気も暖かくなり、連休にかけて行楽の人々や村内外より入山者や山野で人が活動することが多くなると思われます。

林野火災の出火原因として、火入れの不始末など人的要因によるものが多いことを踏まえ火気の取扱いは細心の注意をお願いいたします。

家庭での火の取扱にも十分注意し、高山村からは火災を出さないよう、地域ぐるみで注意しましょう。

万一、火災の発生や、火災を発見した場合は、局番なしの119番に通報し、火災の種類・発生場所・通報者の氏名をはっきりお伝え下さい。

平成26年度婦人科検診の実施について

子宮がん検診及び乳腺甲状腺がん検診を下記のとおり、実施いたします。

日時	会場	受付時間
5月21日（水）	関田住民センター	午後1時～2時
5月29日（木）	原住民センター	
6月4日（水）	高山村保健福祉センター	

*対象者の年齢の方で、申し込みされていない方も受診が可能です。当日、直接会場へお越し下さい。
*乳腺甲状腺がん検診は、マンモグラフィーに加え医師の視触診も実施します。

○子宮がん検診

対象者：20歳以上の女性
費用：1,000円

○乳腺甲状腺がん検診

対象者：40歳以上の女性
費用：1,000円

要介護・要支援認定者の方へ

介護保険の要介護・要支援認定者の方が利用している介護被保険者証について、4月1日の消費税率の改訂に伴い、一部に記載内容の変更がございます。

表面（二）の居宅サービスの欄に記載されている1月当たりの単位が、4月1日より表のとおりとなります。

要介護度	（旧）	（新）
要支援1	4,970単位	5,003単位
要支援2	10,400単位	10,473単位
要介護1	16,580単位	16,692単位
要介護2	19,480単位	19,616単位
要介護3	26,750単位	26,931単位
要介護4	30,600単位	30,806単位
要介護5	35,830単位	36,065単位

3月31日以前に発行した被保険者証をお持ちの方は、記載されている（旧）の数字を（新）の数字に読み替えての使用をお願いいたします。

4月1日以降に発行する被保険者証については、（新）の数字が記載されております。

その他の欄については内容の変更はございません。

問い合わせ 役場住民課 ☎63-2111（内線62）

6月の身体障害者 巡回相談について

身体障害者手帳をお持ちの方及びそのご家族の皆様へ
群馬県心身障害者福祉センターが巡回相談を下記のとおり実施します。
相談はすべて予約制です。

日時 平成26年6月4日（水）
受付は午前10時から12時まで
場所 中之条町保健センター
（中之条町役場となり）
☎0279-175-8818
実施科目 整形外科、在宅訪問診査
相談内容 身体障害者に関係する各種の相談、補装具給付要否判定等
当日持ってきていただくもの
○印鑑 ○身体障害者手帳
相談希望者の方は5月27日（火）までに高山村役場 住民課まで予約申込みをしてください。

※障害が重い等の理由により巡回相談の会場に来所することができない方については、ご自宅に訪問することもできますので、同様にご相談ください。

問い合わせ先 高山村役場
住民課 ☎0279-163-2111（内線64）

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を！ 学校と家庭そして地域で！

- 日 時 平成26年5月27日（火）
12時から1時
- 場 所 高山小学校 1階 会議室
- 費 用 260円（当日集金します）
- 申し込み 高山村学校給食センター
☎（63-2811）でお申し込みください。
- 締め切り 5月23日（金）まで
※先着20名とさせていただきます。
※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくお願い致します。

- ### 予定献立
- ・ごはん
 - ・納豆（やくみ）
 - ・具だくさん汁
 - ・メロン
 - ・牛乳
 - ・れんこんのきんぴら
 - ・アーモンド和え



今年度最初、第1回目の5月の試食会は、ごはんを主食とした和風の献立です。日本味巡りの旅を企画し、今回は「茨城県」にちなんだ食材を使用したメニューにしました。栄養バランスの良い給食を用意しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしております。

お知らせ
1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

大雪被害による 固定資産税の 減免について

2月14日から15日にかけて降った大雪により著しく損壊した家屋及び償却資産は、平成26年度の固定資産税の減免が受けられる場合があります。

減免の対象となる固定資産
課税対象となっている家屋又は償却資産に限ります。

減免の確認の方法
担当職員が現地へ順次お伺いし確認させて頂きますので、該当すると思われる方は、5月23日（金）までに役場税務課まで問い合わせください。

対象外のもの
カーポート、壁のない下屋等、課税対象外のもの、減免の対象となりません。

問い合わせ
役場税務課
☎ 63-2111（内線31）

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

平成26年度春季の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、生後91日以上の犬を飼っている方は最寄りの会場へお出かけ下さい。

また、飼い犬の登録済みの方には別途個別の実施通知を配布いたしますので、**通知書（ハガキ）**を会場へ持参下さるようお願いいたします。

期日	会 場	時 間
5月22日（木）	火の口公民館	9:30~10:00
	農協旧尻高支所	10:10~10:40
	北之谷住民センター	10:50~11:10
	基幹集落センター	11:20~11:50
	関田住民センター	13:10~13:40
	役原地区住民センター	13:50~14:20
	高山村役場	14:30~15:20

期日	会 場	時 間
5月23日（金）	五領公民館	9:30~10:10
	新田地区集会所	10:20~11:10
	本宿公民館	11:20~12:10
	原住民センター	13:20~14:10
	梅沢集会所	14:20~15:00
	茶屋ヶ松集会所	15:10~15:20

- ☆ 手数料
※今年度から消費税率改正に伴い、注射料が100円値上がりいたしました
・注射のみ（登録済みの犬） 注射料 3,400円
・登録と注射（登録の済んでいない犬） 登録・注射料 6,400円
- ☆ 犬の登録・注射を怠った者は、狂犬病予防法の規定により罰せられることがあります。
- ☆ 犬は、必ずつないで飼い、放し飼いは絶対にしないで下さい。
- ☆ 運動中の犬の糞等は、飼い主が責任を持って片づけて下さい。
- ☆ 本年度の集合による登録及び注射は、5月と10月の年2回を予定しています。
- ☆ 飼い犬が死亡した場合、役場住民課まで報告をお願いします。
- ☆ 動物病院等で既に狂犬病予防注射を受けた方にも通知書が届く場合がありますが、ご容赦ください。
- ☆ 4・5・6月は狂犬病予防注射月間です。注射は早めにお受け下さい。